

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.013

処 分 名	景観協定の廃止の認可
処 分 の 概 要	<p>一団の土地の土地所有者等は、その過半数の合意により、建築物の形態意匠に関する基準や屋外広告物の表示等に関する基準等を定めた、景観協定を廃止することができます。</p> <p>景観協定を廃止する場合は、あらかじめ市長の認可を受けなければなりません。</p>
根拠法令等・条項	景観法（平成16年法律第110号）第88条第1項
審 査 基 準	<p>法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。</p>
標準処理期間	処分の先例がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階都市計画課窓口への提出
備 考	

■景観法

(景観協定の廃止)

第八十八条 景観協定区域内の土地所有者等(当該景観協定の効力が及ばない者を除く。)は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。